（予防接種法施行規則の一部改正）

第十七条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者等） **第十三条の十一**　法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 六・七　（略） 2　（略）	（法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者等） **第十三条の十一**　法第五十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金 六・七　（略） 2　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額） **第十九条の九**　法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。 一　当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。） イ　事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）　(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)　当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ基盤機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） (2)　（略） ロ　事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限る。）　当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ基盤機構が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数 二　（略）	（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額） **第十九条の九**　法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。 一　当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。） イ　事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）　(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)　当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。） (2)　（略） ロ　事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限る。）　当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数 二　（略）